

各医療機関等の長様

北海道保健福祉部感染症対策局  
感染症対策課医療体制担当課長

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に係る个人防护具の配布希望について(照会)

本道の保健医療福祉行政の推進については、日頃から格別の御理解・御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症等への感染拡大防止の観点から令和5年6月30日付け事務連絡「医療用物資の追加配布の実施について」でPPE(个人防护具)の特別配布を行ったところですが、今年度も令和6年10月3日事務連絡(个人防护具の配布の実施)において、PPE(个人防护具)の配布を実施することになりましたので希望する場合は、次により回答をお願いします。

記

1 配布対象

- (1) **協定締結医療機関**: 感染症法に基づく医療措置協定を締結している病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
- (2) **その他の施設**: 感染症法に基づく医療措置協定を締結していない病院、診療所、薬局、訪問看護事業所及びそれ以外の施設(歯科診療所、助産所、介護施設、障害児・者施設、保育所、家庭的保育事業所、放課後児童クラブ、児童養護施設、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、保護施設等)
- (3) **自治体**: 道立保健所、保健所設置市

2 配布するPPE

N95マスク(DS2マスクを含む)、ガウン※、非滅菌手袋

※ガウンについては、「アイソレーションガウン」、「プラスチックガウン」、「サージカルガウン」から選択可能です。

3 配布時期

令和6年12月から順次配送(遅くとも令和7年3月中に完了予定)

※配送日の指定はできませんので御理解願います。

4 配布数量

配布対象施設の希望数量

※希望数量が今回の配布対象数量の上限に達する場合は、協定締結医療機関の希望数量を優先的に配布するものとし、その他の施設については、抽選等で選出します。そのため、希望があっても国において数量調整を行う場合や配布されない場合、また配送時期を変更する場合があります。

調整に係る連絡はありませんので御承知おきください。

5 回答期限

令和6年(2024年)10月28日(月)23時59分

※回答期限後の回答、キャンセル及び数量変更等は、対応できませんので御了承ください。

6 回答方法

次のページにアクセスし、回答フォームから直接、回答をお願いします。



<https://www.harp.lg.jp/6RBmxkcJ>

※パソコンの他、スマートフォンやタブレット等でも回答が可能です。

## 7 留意事項

- (1) 回答した数量すべてを当該施設に必ず受領していただきます。
- (2) 出荷される物資は使用推奨期限が令和7年度中に切れることから、長期間の備蓄整備ではなく、来年度中に使い切れる数量を配布対象施設に自己で判断していただき申請願います。
- (3) 銘柄・材質・サイズ・使用期限については、指定できません。また、国備蓄品の放出となるため、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合があります。
- (4) 配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用してください。
- (5) 転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行いません。
- (6) 介護事業所等向けに令和6年10月15日付け福祉第2330号で同趣旨の通知をしておりますので、本通知と重複してしまった場合は、どちらかの通知で全量を希望していただくか、医療分と介護分を区別し各通知に基づいて回答くださるようお願いいたします。

〔 担 当：医療体制係 村上  
T E L：011-231-4111（内線 38-970） 〕